

農村災害対策整備事業	事業主体	県 市 町 村 土地改良区等	所管課班	①農村振興課 地域計画班 ②農村整備課 防災対策班

趣 旨

農村地域には老朽化したため池や急傾斜地、地すべり地域等が存在し、集中豪雨や地震等により甚大な被害が発生するおそれが高く、大型化・頻発化している自然災害によって、多くの農村が被災し、貴重な人命や財産等が失われる被害が発生している。

農村災害対策整備事業は、このような状況を背景に地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている農村に対して、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るために、従来農地防災事業で実施してきた農地・農業用施設の被害防止対策のみならず、農村の防災・減災対策として、農村の農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な被害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農地・農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業基盤整備と農村生活維持施設整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復に資することとする。

事業内容

1. 調査計画事業

(1) 災害防除対策推進地域の場合

- ① 農業用施設や農村防災施設等の調査
- ② 地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度の決定
- ③ 効率的な安全対策を行うための農村災害対策整備計画の作成

(2) 甚大な災害発生地域の場合

- ① 農業用施設や農村防災施設等の調査
- ② 再度災害防止の観点から必要となる施設整備の優先度の決定
- ③ 効率的な安全対策、持続的な営農の継続に必要な農業生産性の向上に資する農業生産基盤及び農村生活維持に必要な対策を行うための農村災害対策整備計画の作成

2. 整備事業

農村災害対策整備計画に位置付けられた、次に掲げる事業の実施

(※印付きは甚大な災害発生地域に該当する地域においてのみ対象となる。)

(1) 農業生産基盤整備

- ① 農業用ため池整備 ② 農業用排水施設整備 ③ 土砂崩壊防止施設整備 ④ 区画整理※
- ⑤ 農用地造成※ ⑥ 農道整備※ ⑦ 農用地の改良又は保全※

(2) 農村防災施設整備

- ① 緊急避難路整備 ② 緊急避難塔整備 ③ 防火水槽整備 ④ 緊急避難施設の耐震化
- ⑤ 情報基盤施設整備 ⑥ 雪崩防止施設整備 ⑦ 防護柵等安全施設整備

(3) 農村生活維持施設整備

- ① 農業集落道路整備※ ② 営農飲雑用水施設整備※ ③ 農業用集落排水施設整備※
- ④ 農業施設等用地整備※

事業実施主体

1. 調査計画事業

都道府県、市町村

2. 整備事業

都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるもの。

採択要件

1. 調査計画事業

- (1) 災害防除対策推進地域又は甚大な災害発生地域であること。
- (2) 事業実施主体等による地域の農業用施設や農村防災施設等の点検がなされていること。

2. 整備事業

農村災害対策整備計画に記載されている事業であって、次の要件を満たすこと。

(1) 県営事業

- ① 土地改良法施行令に定める受益面積要件を満たすこと。ただし、中山間地域においては受益面積の合計がおおむね10ha以上。
- ② 災害防除対策推進地域で実施する整備事業にあつては総事業費がおおむね1億円以上。

(2) 団体営事業

- ① 受益面積の合計がおおむね10ha以上。
- ② 災害防除対策推進地域で実施する整備事業にあつては総事業費がおおむね3千万円以上。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
		調査計画事業	50	25	25	
		50	未定	未定	未定	団体営
	整備事業	50(55)	未定	未定	未定	県営
		50(55)	未定	未定	未定	団体営

() は中山間地域